

趣味クラブの設置条件

令和6年5月更新

(申請・活動上の注意点)

- 1 原則としてクラブ員は、シニアクラブの会員であることとする。
 - ・同じ単位クラブ員のみで構成するのではなく、他の単位クラブ員も加入することが望ましい。
 - ・報告する会員数は趣味クラブ継続確認書の提出日(2～3月頃)の人数とする。シニアクラブ未加入者は、クラブ員数に含めない。
- 2 原則として、クラブ員10名程度で組織されたクラブであること。
 - ・立ち上げ当初より人数が減り10名を下回った場合、7名以上であれば加入の声掛けをする前提で継続を認める。
 - ・新規立ち上げのクラブで10名に満たない場合、7名以上であれば加入の声掛けをする前提で認める。
- 3 クラブには、部長、副部長、会計を置くこと。部長は他の趣味クラブ部長と兼務できない。(1人で2つ以上のクラブの部長にはなれない。)
- 4 原則として毎月1回以上趣味クラブ活動を行うこと。
- 5 会費を徴収すること。
趣味クラブは自主活動のため、全額助成金で運営することは好ましくないため。
- 6 単位クラブ名をそのまま趣味クラブ名としないこと。
- 7 趣味クラブとして対象外のクラブ
 - 【歩こう会】歩こう会(ウォーキング)は、地域で行っているものと区別が難しく、ウォーキング自体に費用が掛からないため。
 - 【いきいき100歳体操】市健康増進課主催事業のため。

※ **新規設立を希望される方は、地区長にご相談ください。**

趣味クラブ活動の留意点

- ① 活動記録を執ること。
- ② 活動記録簿チェック日に活動報告書を提出すること。
- ③ 会員相互の協力を大切にすること。
- ④ 健康に留意して取り組むこと。
- ⑤ 楽しいクラブ活動を営むこと。

【趣味クラブ助成金について】

〈継続の趣味クラブ〉

- ・趣味クラブ助成金の算出方法 活動月数 × 1,000円
- ・年間通しての活動を前提に、令和6年度より7月中旬に一律12,000円を助成
- ・年間8割(活動月数:10回)活動出来ていれば助成金の返還不要
- ・10回を下回った場合は、活動出来なかった月数×1,000円を返還
(例)活動月数が9回だった場合、3,000円返還
- ・2~3月頃、地区(又は支部)ごとに趣味クラブ活動記録簿等のチェックを行う。その際、趣味クラブ活動記録簿と報告書を照らし合わせ、年間8割以上活動できているか確認をする。

〈年度途中で新規立ち上げた趣味クラブ〉

- ・趣味クラブ申請書が提出された月の活動分から助成金交付の対象とする。
- ・趣味クラブの新規立ち上げは10月末まで受付可能
- ・助成金返還の目安は、下記の表を参照
- ・表の回数を下回った場合は、活動出来なかった月数×1,000円を返還
(例1)9月に立ち上げ活動月数が4回だった場合、3,000円返還
(例2)9月に立ち上げ活動月数が3回だった場合、4,000円返還

立ち上げ時期	活動回数(8割)	立ち上げ時期	活動回数(8割)
5月	9回	8月	6回
6月	8回	9月	5回
7月	7回	10月	4回

〈その他〉

- ・単位クラブが休会中だが、趣味クラブ活動は継続したい場合、1年間は趣味クラブとして認め、助成金の対象とする。※解散、退会は対象外
- ・年度途中で活動休止・活動終了をした場合、活動月数×1,000円を除いた金額を返還

参考・・・趣味クラブ 種類の一例です

【保健部会関係】

グラウンドゴルフ、ペタンク、輪投げ、健康体操、フォークダンス、ストレッチ体操、レクリエーションダンス、ノルディックウォーキング、吹き矢、卓球、ヨガ、軽体操、民踊、フラダンス、社交ダンス、マレットゴルフ、サイクリング、トレッキング、登山 等

【文化部会関係】

カラオケ、絵手紙、歌唱、将棋、囲碁、麻雀、写真、生け花、折り紙、ハーモニカ、手芸、銭太鼓、傘踊、コーラス、書道、郷土史、祭ばやし、布草履作り、俳句、料理、バンド、パソコン、外国語、手品、文学 等

【その他】

ボランティア関係、園芸、花壇整備 等